

## 公立大学法人周南公立大学第 1 期中期目標の変更について

### 1 変更する理由

地方独立行政法人法改正への対応により年度計画が廃止となるため、「年度計画」の文言を削除する。

### 2 変更内容

法令により公表が義務付けられている事項として記載されている「年度計画」の文言を削除。

現行	改正案
第 6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 (略) 2 情報公開の推進に関する目標 大学運営の透明性を確保するため、 <u>中期計画や年度計画</u> 、財務諸表及び自己点検・評価結果など法令により公表が義務付けられている事項はもとより、教育研究活動や地域貢献活動などについて、様々な媒体を活用し、積極的かつ速やかな情報公開を行う。	第 6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 (略) 2 情報公開の推進に関する目標 大学運営の透明性を確保するため、 <u>中期計画</u> 、財務諸表及び自己点検・評価結果など法令により公表が義務付けられている事項はもとより、教育研究活動や地域貢献活動などについて、様々な媒体を活用し、積極的かつ速やかな情報公開を行う。

※中期目標 (変更案) 参照

### 3 変更後の中期目標の施行日

令和 6 年 4 月 1 日

#### 【参考】 中期目標変更の手続き

設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。また、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

#### 〈参考法令〉

##### ○地方独立行政法人法 (抜粋)

##### 第 25 条

1 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間 (公立大学法人は第 78 条第 1 項の規定により「六年間」) において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標 (以下「中期目標」という。) を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

##### 第 78 条

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。